

福岡県公報

平成二十三年五月二十日
第三千二百五十六号
増刊 ①

目次

規則(第二十二号)

○福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課) ……………一

再掲

○福岡県職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

規則

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年五月二十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律

施行細則の一部を改正する規則

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年福岡県規則第五十八号

)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十二条第六項」を「第十二条第八項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年五月十日

福岡県人事委員会委員長 常盤 洋 一

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則(昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二ロ乙表中

部長
理事
次長
技術次長
医監
食の安全総合調整監
困難な業務を処理する課長

を

部長
理事
次長
技術次長
医監
食の安全総合調整監
困難な業務を処理する課長、企画監、健康管理監

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の規定は、平成二十三年五月一日から適用する。